【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成29年12月5日

【会社名】 株式会社サダマツ

【英訳名】 SADAMATSU Company Limited.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 貞松 隆弥

【本店の所在の場所】 長崎県大村市本町458番地9

(上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記において行って

おります。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒二丁目 6番20号

【電話番号】 (03)5768-9957(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役業務部長 磯野 紘一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年11月29日開催の当社第54期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成29年11月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 1.配当財産の種類 金銭といたします。
- 2. 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額 1株につき金2円 総額22,962,962円
- 3.剰余金の配当が効力を生じる日平成29年11月30日

第2号議案 当社とサダマツ分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

平成30年3月1日(予定)を効力発生日として、当社を吸収分割会社、当社の100%子会社であるサダマツ分割準備株式会社を吸収分割承継会社とし、宝飾品(貴金属類、宝石類、アクセサリー、時計)事業の承継を行う。

併せて、同日付で当社は「フェスタリアホールディングス株式会社」に、サダマツ分割準備株式会社は「株式会社サダマツ」にそれぞれ商号を変更する。

第3号議案 定款一部変更の件 (商号および目的の変更に関するもの) 持株会社体制への移行に伴い、平成30年3月1日をもって、商号および事業目的を変更する。

第4号議案 定款一部変更の件 (本店の所在地の変更に関するもの) 平成30年3月1日をもって、本店の所在地を変更する。

第5号議案 株式併合の件

当社株式の売買単位を100株に変更するために、平成30年3月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する。併せて、同日付にて10株を1株にする併合を行い、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の30,120千株を3,012千株に変更する。

第6号議案 定款一部変更の件 (取締役の責任免除および監査役の責任免除の変更に関するもの) 会社法第427条第1項の改正に伴い、平成29年11月29日をもって、取締役の責任免除および監査役の 責任免除について、社外取締役を取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)に、社外監査役を

第7号議案 取締役6名選任の件

監査役に変更する。

取締役として、貞松隆弥、磯野紘一、笠原浩一、姉川清司、田中道昭および松井忠三の6氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	6,932	31		(注) 1	97.9%	可決
第2号議案	6,930	33		(注) 2	97.9%	可決
第3号議案	6,931	32		(注) 2	97.9%	可決
第4号議案	6,933	30		(注) 2	97.9%	可決
第5号議案	6,936	27		(注) 2	98.0%	可決
第6号議案	6,929	34		(注) 2	97.9%	可決
第7号議案						
貞松 隆弥	6,931	32		(注) 3	97.9%	可決
磯野 紘一	6,921	42			97.8%	可決
笠原 浩一	6,912	51			97.6%	可決
田中道昭	6,915	48			97.7%	可決
松井 忠三	6,918	45			97.7%	可決
姉川 清司	6,928	35			97.9%	可決

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
 - 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
 - 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成によるものであります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。